流鏑馬競技連盟規約（案）

第1条　この会は、流鏑馬競技連盟と称し、事務所を事務局長所在地に置く。

第2条　この会は、日本古来の伝統馬術である流鏑馬を、競技として普及させることを目的とする。

第3条　前条の目的達成のため、次の事業を行う。

（１）競技規定の制定　　（２）各地競技会の指導

（３）全国競技会の開催　　（４）その他、目的達成に必要な事項

第4条　この会は、流鏑馬競技団体、和種馬保存団体、及び、学識者をもって組織する。

第5条　この会に、次の役員を置く。

会長　1 名、副会長　若干名、事務局長　1 名、理事　若干名

監事　2 名

第6条　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第7条　この会に顧問を置くことができ、会長がこれを委嘱する。

第8条　会議は総会、及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

第9条　経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第10条　会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

附則　この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。